

置キマズ、リコテ私共が眞実ノ人間トシテ居キ
テ行イト云リ事ト……現在ノ会社ニ於ケル諸
制度ト云フ事ヲ……比較スル時ニ於テ其ノ差ノ
命リニ甚シク側底私共が前言セシ人間ラシキ
生活ヲ得ル事ハ勿論望ミ得ルサ、不
可限ナルヲ知り敢テ賢明ナル会社諸等ノ一考
ヲ煩ハシメリ茲ニ左ノ如キ陳願書ヲ提出致シ
マス、次第ヲアリキス

第一條 日給増額之件

(1) 従前ニ行ヒシ年二期ノ昇給制ヲ復活スル
コト
(2) 従来支給セラレシ各白(私共)ノ給料ノ最底

額ヲ二月五十銭トシ其レ以上ハ之レニ準
シテ昇給セラレ度キコト

但シ木工部ハ前給制ニ準ス

第一條 時間制度ノ件

従来午前七時始業制ヲ午前七時三十分ト
改メ終業時間ハ従前通りトス

第二條 出勤表改正之件

従来會社ニ於テ設ケラレシ門鑑制ヲ廢シ
出勤簿制ヲ設ケルコト

第四條 傷疾疾病手當ノ件

(1) 公務上ノ傷疾ノ爲メ休養ヲ要スル場合ハ
従来ニ於ケル本人日給半額支給制ヲ金額
支給サレ度キコト